



一 台德院様御代元和元年正月十日 松平

新太郎様

御奉書竹鴻渡海之儀私虎先祖者

永為

御分々右

御奉書之字如左

從伯者國系竹鴻

堂平并書渡之由以

書今度波渡海
及般多子町人村川
中土場大石甚多と
自ら遠

上岡より此所まで波に
舟は 舟おる波に
主急波海に舟の
舟おる波に

永井伝流
と判

五月十六日

井上之計
と判

土井大助
と判

酒年雅乐歌

立判

策勅書

今

右通湯石作

一、台德院樣以來

冲同是此病

你對江江

沛城涉役人極方為之計
 涉紀次牙書先祖者每度之
 中書對不務信以享保之文成士月甚且是
 夜出為夜飛光野樓信而先祖方之
 書付帳面未燒失信尤燒殘之作
 次牙書寫如左

五月廿八日

何月沙礼书

系勤之沙礼

锦囊抱金代 松平肥市

锦囊抱金代 松平之殿

锦囊抱金代 松平之殿

一 松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

松平之殿

院様出来

代々様

御目見之良竹源胞之相款之仕由尤
款之少強 御老侍様方 御側御用方
若御年寄様方 御奉仕様方
在り上之方

台徳院様御代 御側御用人 松平重定様
御書之儀申上之振之御教之由也此由

右書之通御様之旨焼失候由強
写之由之御様

大屋之方 松平重定

出書

西條

之御目見之良竹源胞
御入之御様方 御心
堂之御目見之良竹源胞

張白後行朝面之

傳之

いりし方

西尾家

右通河原作

一常靈院標神代神社 御奉行 秋元振津也候方

此使と云ふは書紙中にもある

ホ

いりし方

と夜通河原地は秋元

氏よりいりし方竹馬

凡千嶋一第部系始候

と云ふものなり

秋元振津也

いりし方

使

常靈院標神代元禄七歲迄

御見之年當此為南海地也
則二月廿八日奉之為沙紀
御見之為

修好歌有佳客在好之日之緣之
竹之海海佳客唐人來之對西勢
不仕海帆佳客倒搖之通

獻上仕蛇常能依之干綱一箱
獻上仕仙尤 陽役人極方之貴者登

中以此刻為中換授常使法之書之
致通右書歌之西歌燒之之民樓之佳
書之寫之

是之是

承之干綱一箱
致通右書歌之西歌

是之是

是之是
使

明りし千銀一第
し年とと新なる
のふし使やいふと

二月廿九日 使

右へ通陽光作

一竹崎と後海結乃法乃内陽使ふと後

福浦分七八程里程渡りしと松崎とや小崎
此等より世とと後海仕度なり

台徳院様御代御願中へと願へ通はる
作付竹崎同様と後海仕度なり
古き竹崎後海と後海書致し奉る

台徳院様御代

陽止宿と初村川市と陽大石九里と波
陽巡見江成陽通しと陽徳小石と子

石山竹傳渡海之儀

德院様御朱印先祖

御目見之

御付之御朱印沙弥付之御朱印

書付之御朱印

一大猷院様御代寛永十五年

西之御九 御書院様之板 御書棚之板

御用之竹傳梅檀之板之御朱印

御付之御朱印之御朱印之御朱印之御朱印

一寛文六年竹傳之御朱印之御朱印

御付之御朱印之御朱印之御朱印

御付之御朱印之御朱印之御朱印

御付之御朱印之御朱印之御朱印

御付之御朱印之御朱印之御朱印

御付之御朱印之御朱印之御朱印

瑞帆之國王方新永色之為國國之
書之初對列之役人中之我永之為
書之初對列之役人中之我永之為

伯春公涇流人口書之

一仙卷至弟子年所之村川市廣太寺書在
仙卷之指之謂帆之船二艘人救之給人乘
當壬午二月之日女小出回十二日恐彼也
忌私買之仙卷之帆曰八日竹橋名其後与

一 紀重村川市常太常基義所 朱平
頂戴仕后每○竹沼○每○義所○相○
毛○義所○皮○健○地○
朱平○寫○不○抄○仕○后○
朱平

一、由本分在二艘、船中竹將渡、於世所
拾、五船、舟、考、艘、傳、即、士、人、則
十、五、船、帆、系、之、船、古、七、月、三、日、彼、船、臨、帆、而、
連、船、風、二、艘、之、故、名、何、如、上、海、名、信、家

あけ物も先ず船の洋中二船漂着
日暮く祝はしめし船籠るもあんなに
郎きやあけ物忘る浦に舟被損仕
祝え八つ子降臨より舟も船籠る人
此合ふと今もいふあんなに列糸居る物
二人籠るあんなに舟を損じし北新智
追面仕のあけ物おんなやいふあんなに
あけ物切麦酒青も振とよいあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに

一七月十四日あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに
あけ物あんなに舟を損じしあんなに

以後此の迄五十七日拾月二日とある
に附やとあるとさすともしりてあるは
此の時とく秘に地が海青葉子掘とある

一十七日午前十月に上六船に乗りて
新井と云く所此へ出るなり

一拾月廿二日と云く所此へ出るなり
候中お合と云く所此へ出るなり
候中お合と云く所此へ出るなり

十月七日附るも此の所と云く
此の所と云く所此へ出るなり

人教女を人あつてある

- | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 一海宗 | 旦野 | 旦野 | 大連寺 | 殿主 | と云 |
| 一得宗 | 旦野 | 旦野 | 安永寺 | 旦主 | と云 |
| 一田宗 | 旦野 | 旦野 | 福永寺 | 旦主 | と云 |
| 一田宗 | 旦野 | 旦野 | 西福寺 | 旦主 | と云 |
| 一海宗 | 旦野 | 旦野 | 大連寺 | 旦主 | と云 |

[illegible][illegible]

右致書... 切... 刻... 尤... 拾... 改...

十月十日

右... 乙...

寛文七

二月廿九日

大谷...

右... 二月廿九日書...

右... 通... 延... 中... 延... 國... 上...

漂倭處別贈

頭倭一人

白米貳斗

白紙貳卷

後倭二十一名

白米各壹斗

白紙各壹卷

丙午九月日

巡察使

墨紙

舊紙

紙

朱下

漂倭二十二人

白米拾肆石拾斗

大口魚壹百拾尾

清酒貳拾貳瓶

東菰貳拾貳塊

生鮮貳拾貳束

時醬陸斗陸升

際

丙午十月日

右口

右口

上

右之通陽老作

一天和甲子二月

權現横心来之 御勅狀亦无 御廢更之

御書有之矣云云云云云云

御觸之既從 仙尊等德以作御依之指上

云云書付之云云云

是

一私大竹傳之渡海信之依之 松平新太所撰

因幡伯耆所領知事云云云云云云云云云云

御仕置之為

御使阿部高直云云云云云云云云云云

涉所領中云云云云 御定后云云云云云云

新左衛門云云

御奉書云云云云 新左衛門云云

即奉書私親大頂戴仕郎有代之務信史
蘭威友人言渡海信就史八九年之角是人也

御代々様

御目見之為

御付以延寶九年用七月當

御代様上村川市主務

御目見中上公望上

天和四年

二月廿日

村川市主務
右之通沙能作

右之通沙能作

一元祿六年申歲例年竹橋上渡海信史
友人立信之由信史史無年七年八子迄
即先出之渡海信就史八年唐人信就史
西曆不仕信史之信史之信史之信史之信史

就忍之瀬九馬年正月廿八日
御奉書竹崎渡海制禁之旨松平徳昌
波お

仰出別從伯等御方之趣江崎御方
御奉書之字右

先年松平新左衛門
因列伯列領部之旨

お伺く伯列等々
町人村川市之趣右
甚者竹崎と渡海
至干今難免渡作
向渡竹崎と渡海
以制禁之旨
江 仰出之旨
之趣江崎御方

菊

石山寺

乙卯

河部玄佐

劑

大德九年

立刻

松平伯耆守殿

右通沙虎

一竹鴉渡海割禁以為

傳身爲公家業之基
 源也今特祈告先德
 神市主神元源十
 五年正月年近
 而後六年

相傳沙龍之沙初傳之云云

一 嘉保九甲及年竹傳海之故云云

御尋山後 抄本御書所書付之云云
仙傳之故

江戸御書之字

一 是年竹傳之仙傳之抄本御書所書付之云云

其年竹傳之仙傳之抄本御書所書付之云云

一 是年竹傳之仙傳之抄本御書所書付之云云

一 是年竹傳之仙傳之抄本御書所書付之云云

世服無細牛付の長上受

一 大體竹本をわすれぬ島有之式書附
うけと受

一、友人お海江の時既に仙勢もあつた時既に遠路
来りて候ての事と云ふ

一
仙翁之浦竹傳近
海海之教墨之何經有之
竹傳之教經之何經有之
之教經之何經有之

右通陽氣

第七條

一古本支書所通竹碼張圖

卷之五

法園古詩卷八

大徳園の石は石の石

御尋成沙石も大徳園

石の上の石の上

竹の石の石の石



御使阿波前守家持公以武家時常執先祖
御訓作上聖子 以家名執德以修德上
執者以如上
御書書則其
御奉書以 執者以執先祖之德以執德
隔年三人言以海傳 執者以執先祖之德

五歌

御代之様

御目見之様

御目見之様

御目見之様

御目見之様

御目見之様

御目見之様

御目見之様

御目見之様

郭氏仕所海家之役其涉於中今其大
務之必也と後之守其元祿十六年三月
御願補上と云海軍に望

大谷のたろ

享保九年正月三日

相川市三郎

光通陽春

一御願有在所信書付有通再信書付有原

在指上之紙再題之

御願之紙如左

一朱子分中園中財海出海之御之海地
陸地何種有之と云但海と陸地事は

一元祿又由海船船人船客等以朱子分中
海海へ船取水と云中人取何種事と
何種事と云紙紙

一御願有在所信書付有通再信書付有原

何れを以て示す

一 後海の産物を以て税収に用ひたる所

一 同七年戊午八月乙亥の歳に安永の御代に
人救ふ救済の所を有する所

一 郡縣人に於て翌兩年に於て其竹の
穀穀人大概の十人程有る所

右通再記

御時御時後書なる所を以て記す

此處に上る

一 伯耆の諸子方や別を以て浦とて其法を以て
廣く自境村と陸田里等ありて國中并浦に
ありて其法を以て其法を以て其法を以て
其法を以て其法を以て其法を以て其法を以て
七里中

一 其法を以て其法を以て其法を以て其法を以て

一 其法を以て其法を以て其法を以て其法を以て

お清やいふ御石平様やいふは腰をきり
お水も御捨て人な院に秘せしやいふ
千代君やいふ人な院に秘せしやいふ
一之原長女やいふ御石平様やいふは腰をきり
お清やいふ御石平様やいふは腰をきり
お水も御捨て人な院に秘せしやいふ
千代君やいふ人な院に秘せしやいふ
一之原長女やいふ御石平様やいふは腰をきり
お清やいふ御石平様やいふは腰をきり
お水も御捨て人な院に秘せしやいふ
千代君やいふ人な院に秘せしやいふ
一之原長女やいふ御石平様やいふは腰をきり

一成美あま御石平様やいふは腰をきり
お清やいふ御石平様やいふは腰をきり
お水も御捨て人な院に秘せしやいふ
千代君やいふ人な院に秘せしやいふ
一之原長女やいふ御石平様やいふは腰をきり
お清やいふ御石平様やいふは腰をきり
お水も御捨て人な院に秘せしやいふ
千代君やいふ人な院に秘せしやいふ
一之原長女やいふ御石平様やいふは腰をきり

享保九年正月十日

仙前事主人
大谷家

仙前事主人
大谷家

右通海書

一再意

御書有海書之趣なるを念ひて

之を

一竹傳海書毎水と存念を

右通

御書有海書之趣なるを念ひて

之を

一蹴海書と申す七十部之海書に

海書と申すは

一蹴海書と申すは七十部之海書に
海書と申すは海書と申すは海書と申すは
海書と申すは海書と申すは海書と申すは
海書と申すは海書と申すは海書と申すは

一 江戸より濱海往く船より新大橋より
十九日廿斗より一泊濱海往く船より
たてをりておき夜中おき船より夜中
一 江戸より濱海往く船より

一 江戸町長より江戸より六十日
江戸より江戸中より江戸より
江戸より江戸より

一 江戸より江戸より江戸より

七年以前江戸往く船より

一 江戸より江戸より江戸より
江戸より江戸より江戸より
江戸より江戸より江戸より

江戸より江戸より

一 江戸より江戸より江戸より
江戸より江戸より江戸より
江戸より江戸より江戸より

六年前、安波渡海伝中、以て其人、
彼、私、急、爲、取、子、中、村、お、爲、す、所、に、
波、度、河、館、也、上、言、す、即、ち、書、付、衆、告、出、坐、

李保九子 育女三日

村川市三番

大石丸太

有通河記以

右通也名像之師傳書也
寫如左

第一角條之印信

一、元禄五年申年二月十日、米子、小畑、水原、渡辺、岡崎、後
 福浦、石原、三月、日、福浦、分、毎、日、共、有、朝、而、所
 竹、福、内、い、つ、と、中、朝、日、忌、水、根、子、見、り、以、得、志
 鈍、大、分、上、と、中、根、お、ん、ふ、案、な、海、日、共、七、日、朝
 渡、田、浦、系、り、内、夜、水、式、渡、お、ん、り、以、内、共、般、と

又小松より多し旅は方く船に乗せり
 大坂海より相廻りて方く船に乗せり
 又小松より多し旅は方く船に乗せり
 大坂海より相廻りて方く船に乗せり

即公言樣代好依仕母之流海子之宿之也

何れも之を方々東山やとお尋ねせし時
小當り時者より之を度宛お返し用事執
取と云ふ故に二月廿日新每指す所を致
此紙尾よりお解らるゝ所の人へ送付三月
十日迄是れ届く様子なり其の親有るは
就違ふ親類並に中よりあるにけつを以て
更なる所より之を少損する道能仕
調停人におきて侍るを條にもめえ、只す可

[illegible][illegible]

に書付ありに

木竹と紙

一 木葉比松

一 梅檀

本此文意家
白きいのみツル

一 木葉比松

一 木葉比松

一 椿

一 木葉比松

一 木葉比松

一 竹

一 木葉比松

一 木葉比松

一 相

一 木葉比松

木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

一 木葉比松

木葉比松

一 木葉比松

木葉比松

第卅六箇條之附註

一唐人お海江時代と
佐賀王がお海江時代と
麦と云ふは

御尋古事記云、二月、濱海七日、有龍
伴、濱海、吟味、伴、如、計、云、彼、得
小、龍、因、博、多、法、令、獲、來、也、云、云、
お見、云、云、る、夜、金、市、濱、海、伴、終、密、能、在、登
但、元、祿、乙、未、歲、二、月、夜、人、如、濱、海、伴、病、

東路以樂天爲入波海之時良大不家移江

第七箇條之御禮

一 伯春公竹塢之溪山致墨并竹塢分劍銘

[illegible]

中令

有通世及此好

御尋以自來事無恙之趣お張り水とるお納
書付差之し以上

仙洞寺上人

大谷のたろ

享保九^十丙辰年閏四月三日

仙洞寺上人

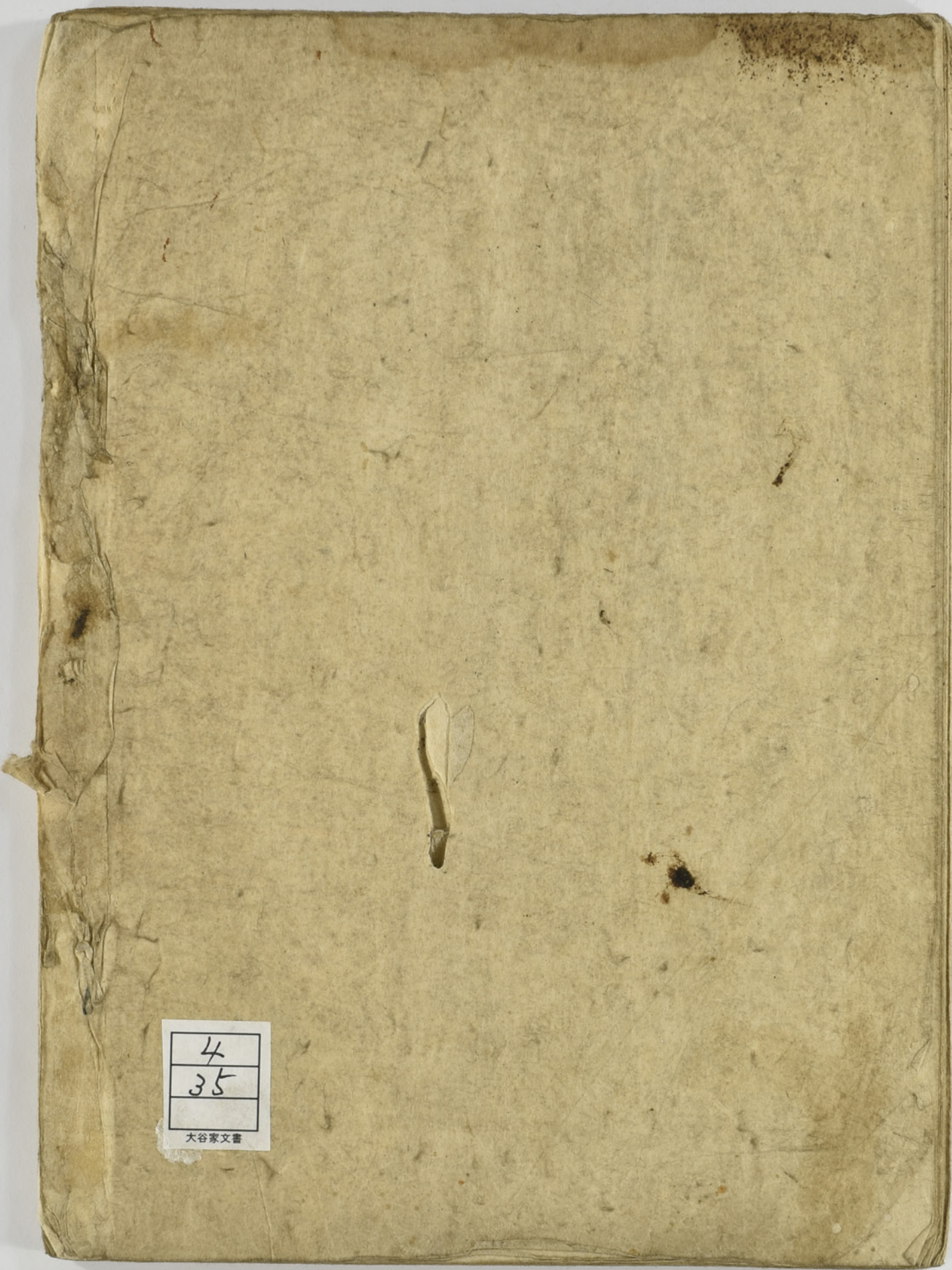
村川市彦

右者元和丁巳年分元禄九^丙子子と八拾
貳年之旨有地也新由店古竹湯湯海制禁
被者

御付以時元禄九年分享保九^甲辰子建
貳拾九年後再之

御尋以自來事無恙之趣お張り水とるお納
書付差之し以上

元文三戌年十二月



4
35
大谷家文書

【大谷家文書】 4-35

